

再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会・
再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会への意見

2020.10.09

高村ゆかり（東京大学）

先に決まっておりました用務のため10月9日開催の委員会に出席することができない可能性ありますため、次の通り意見を提出いたします。

◎資料1「FIP制度の詳細設計（一時調達契約）」について

(1) 論点9の「オフテーカーリスク対策」について

・スライド41に示されている方針に基本的に異論はない。FIP認定事業者が、電気供給先の事情などで供給が困難となり、送配電事業者が一時的に買取を行う場合、送配電事業者と買取契約を締結することになると考える。一時調達契約締結にあたって利用可能な要件を満たしているかなどの審査にあまりに時間がかかりすぎるといったことがないよう、送配電事業者との買取契約が迅速に締結され、買取が速やかに開始されるような実務、手続となるよう留意していただきたい。

(2) その他の論点の「出力制御発生時のプレミアム」について

・スライド44、45に示されている論点の整理は適切である。プレミアムを交付しない場合には、事業者が当該時間帯に電気供給を控え、全体として出力制御の発生（頻度・規模）が少なくなる可能性がある。他方、出力制御が発生するような時間帯にプレミアムを交付しないと、投資回収の予見可能性が下がり、ファイナンスコストを上昇させ、結果的に再生可能エネルギーのコスト低減を遅らせることを懸念する。特に、蓄電池の普及やアグリゲータービジネスの展開・成熟がまだ見通せていない段階においては、再エネ発電事業の追加的リスクとなり、導入を足止めするおそれを懸念する。

将来的な制度の選択肢として検討することに異論はない。特に FIP導入の初期の段階では拙速な導入には慎重であるべきで、蓄電池の普及やアグリゲータービジネスの展開といった環境整備を進めつつ、FIPの運用実績をふまえて、その導入の必要性、可否などについてあらためて検討すべきである。

以上